⑶　複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

No.	概　要　及　び　理　由
①②	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む）及び建物と補完的な関係を有する複数の構築物からなり、一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。
③～⑤	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む)からなり､一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

No.	理　　由
①～③	神宮外苑地区の再開発事業における秩父宮ラグビー場解体の詳細な時期が未定であることから、減損を認識しておりません。
④⑤	当該資産は、経常的な保守管理が行われており、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する各施設における、フロン排出抑制法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源・給水設備等の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年～18年と見積もり、割引率０％～1.854％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	その他増減額	期末残高
67,037,599	―	119,310	－2,205,550	64,951,359

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場における事業の撤退及び施設の移転は第５期中期目標（令和５年４月から令和10年３月）や第５期中期計画（令和５年４月から令和10年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については､「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、主務省庁を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、主務省庁及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

〔収益認識に関する注記〕

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及び区分における収益は､「附属明細書」の「⑯開示すべきセグメント情報（事業の種類別セグメント情報)」をご参照ください。

2　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、51,742百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて、翌年度から2055年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、プロフィットシェアに関する変動対価は上記には含めておりません。プロフィットシェアは、2028年度以降、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書に定める対象期間における運営権者の税引後利益の額（対象期間累計額を指す。)が事業提案書記載の収支計画に定める税引後利益の額に100分の120を乗じた金額を超過するときに、当該超過額に対して50％の割合を乗じた金額を運営権者から収受するものです。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

利益の処分に関する書類

（投票勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		3,238,547,369
当期総利益	3,238,547,369	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	3,238,547,369	3,238,547,369

利益の処分に関する書類

（災害共済給付勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		2,347,691,425
当期総利益	2,347,691,425	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	2,347,691,425	2,347,691,425